

# 唐代の県尉

礪波護

【要約】 唐代の文人たちの手になる制誥と壁記を使って唐代の官制・官職について考察する最初の試みとして、県の尉を対象に選んだ。制誥とは、個々の官僚の人事異動の際に中書舍人ないし知制誥によって作成された辞令書であり、壁記とは、官庁の壁に、その官庁・官職に関して書かれた文章である。これら特定の個人や官職を対象とした制誥と序壁記は、大唐六典などの政典類に比べて、客観的かつ具体的な情報を提供してくれる。これまでの研究史において、地方制度のうち、州段階の制度についてはかなり明らかになっているが、県の機構については殆んど手がつけられていず、とくに県尉のポストについて各研究者が抱くイメージは多様であった。本稿は、県尉庁壁記と、県尉に任命する際の制誥を吟味することによって、唐代における県尉の職務分担の実状、官僚昇進コースにおける県尉の位置を跡づけたものである。そして、同じ県尉という名称の官職であっても、隋の煬帝の治世から唐代にいたる県尉と、その前後の時代の県尉とは、職責ならびに官界における地位が全く異なることを述べた。

史林 五七巻五号 一九七四年九月

## はじめに

さきに「唐代使院の僚佐と辟召制」（神戸大学文学部紀要第二号、一九七三年）と題する小論を発表し、僚佐の待遇面に関心を払いつつ、節度使と觀察使の使院における僚佐の構成と辟召制の実際について検討を加えた。それは、唐代後半期から宋初にかけての官僚機構の大幅な変貌のさまを跡づける年来の作業の一環として、写真讀や石刻碑文の碑陰題名などの具体的な史料に即して叙述したものであったが、今回は、唐代の文人の手になる制誥と壁記を手がかりとして、唐代

後半期における官制・官職について考察を進めてみたい。

唐代において、個々の官吏の人事異動の際に、中書舎人ないし知制誥によって作成された辞令書は中書制誥とよばれ、文苑英華では四十巻分を占めている。翰林学士によって作成された翰林制誥は、同じく五十三巻を占める。唐人や宋人の個々の文集に収められている制誥・制詔は、それぞれの文集においてかなりの割合に及んでいる。唐宋時代における中書制誥と翰林制詔の詳細については、稿を改めて論じることにするが、本稿で取上げるのはすべて中書制誥、略して制誥に限られる。つぎに壁記とは、官庁の壁に、その官庁・官職に関してかかれた文章である。文苑英華には十三巻分が収録されている。

大唐六典をはじめ、正史や政書の類にあらわれた詔勅や制度が官職についての一般通則を示し、新しい官職に就かんと出発する友人に与えた餞送の序や書が余りにもプライベートな性格をもつものに対し、特定の個人や官職を対象とした制誥と序壁記は、その中間の性格を有し、客観的かつ具体的な史料を提供してくれる。本稿では、その最初の試みとして、唐代の地方制度である州県制の末端、県における品官の最下位の官職たる尉を対象として取上げたい。

壁記と制誥を材料にした考察の最初の対象として、なぜ県尉を選んだのか、その理由を端的に言えば、唐代の県尉のポストについて各研究者がもつイメージが余りにもかけ離れているので、壁記と制誥を材料にして具体像を提示しておきたい、と考えたからである。隋唐の律令制を継受した日本の律令官制下の各官庁は、すべて、「かみ、すけ、じょう、さかん」の四等官から構成されているが、唐の律令官制では、「長官、通判官、次官、判官、主典」の四等官組織により各自の責任区分が定められ、それ以外に検勾官がおかれて文書類の点検を行なった。中央官庁における四等官の名称は、各官庁の沿革の多様さにもなって複雑になっているが、全国でおよそ三五〇州、一五五〇県あった地方官庁の場合は簡単明瞭であった。すなわち、州においては、刺史が長官、別駕・長史・司馬の三者が通判官、司功・司倉・司戸・司兵・司法・司士の六参軍事が判官で、検勾官たる録事参軍事が判官の上位に位置し、それらはすべて流内官であった。その下に

主典たる佐と史がいたが、かれらは官にあらざる吏であった。州の下にある県の場合には、令が長官、丞が通判官、主簿が検勾官、尉が判官であり、主典は州と同じく佐・史とよばれる吏が担当した<sup>①</sup>。これらのことは、大唐六典・卷三十の州県官吏の条からも何ら疑問がなく、県尉は、州の諸曹参軍事に対応するわけで、通典・卷三三・職官・総論県佐の条には、「尉分理諸曹」と書いた上に、「如州判司」という原注を施している。すなわち、県尉は諸曹のことを分判する判官であり、州の司功などの六参軍事は六司のことを分判するので判司というが、尉はそれと同様である、と述べていることになる。唐の県尉について、制度史に明るい研究者は、おおむね六典や通典の所説に依拠し、この見解をとっている。ただし、それ以上の詳細にはふれられない。

ところで、漢文・唐詩・宋詞・元曲と称されるごとく、唐代を代表する文学は詩であり、唐詩の訳解書や唐代の詩人たちの伝記が、数多く出版されている。唐代の詩人や文人たちは、おおむね唐朝の官僚であり、そのうちのかなりの人たちは、かれら自身あるいはその友人が、最初にあるいは二番目につく官職として、県の尉を経歴する事例が多かった。そして、中国文学の専門家の方々の手になる唐詩の解釈や詩人の伝記において、県尉を「警察署長」あるいは「刑獄長」と訳されるのが通常のことになっている。とくに、故高橋和巳氏の遺稿『詩人の運命—李商隱詩論—』（高橋和巳作品集・別巻・河出書房新社、一九七二年）では、李商隱が秘書省校書郎から長安と洛陽の中間地点にある虢州弘農県の尉にうつったことにつき、「開成四年、李商隱二十八歳のとき彼はいったんは王茂元の推輓によって秘書省校書郎となりながらも、その同じ年、直接的な証拠文献はないながら、充分推察できる官僚社会の陰湿な排斥の結果、弘農の尉に左遷された。……その尉は、現在でいえば警察官と典獄をかねた俗官である。」（一一八頁）と述べられているのである。しかし、兩唐書の列伝を検すれば明らかなく、唐代の高級官僚たちが、のちには宰相になるような人物でも、県尉のポストを経歴するのは珍しいことではなく、左遷されたとみるのはいきすぎであろう。白居易も秘書省校書郎のつぎに就いたポストは監厩県の尉なのであった。李商隱自身も、友人の陶進士にあてた手紙の中で、「尋いで復た曹王に啓して、尉を虢に求む。」と書

いている（高橋前掲書・一〇五頁）。では、高橋氏の見解を根拠薄弱として斥けておけばいいのか、となると、躊躇せざるをえない。当時の詩文になれしんでおられる文学専攻の方々にも、納得してもらえただけの説明が、歴史家の側からこれまで十分にはなされていなかったことも、否めない事実なのである。これが、唐の文人たちの手になる壁記や制誥を使って、県尉の職掌や、そのポストが履歴の上でもつ位置を確かめておこうとする理由なのである。

① 池田温「律令官制の形成」（岩波講座世界歴史Ⅴ、一九七四年第二

版）の三二二頁に掲げられた「主要官府四等官略表」参照。

## 一、庁壁記からみた唐代の県尉

庁壁記あるいは壁記は、事実をありのままに書きしるす文体である「記」の一種であって、八〇〇年頃にかかれた唐の封演撰の封氏聞見記・巻五・壁記の条に、

朝廷百司の諸庁、みな壁記あり、官秩の創置および遷授の始末を叙す。……韋氏の兩京記に云う、郎官さかんに壁記を写し、もって当庁前後の遷除出入をしるし、ようやくもって俗をなすと。然れば則ち壁記の由は、まさにこれ国朝より以来にして、台省より始まり、遂に郡邑に流れしのみ。（朝廷百司諸庁皆有壁記。叙官秩創置及遷授始末。……韋氏兩京記云。郎官盛写壁記以紀当庁前後遷除出入。寢以成俗。然則壁記之由。当是国朝以来。始自台省。遂流郡邑耳。）というように、唐朝になってから盛んに執筆され、庁舎の壁に掲げられるようになった。韋述の兩京新記は、完本は現存しないが、開元十年（七二二）に編纂されたものである。従って、壁記は、唐代の詩文を集めた文苑英華や唐文粹には収録されているが、南朝の詩文を集めた梁の昭明太子撰の文選には一篇も含まれていない。

唐会要・卷六六・大理寺の条、大中四年七月の大理寺卿劉濛の奏にひく文明元年（六八四）四月の勅に、  
律令格式は、政を為すの先にして、準繩に類するあり、乖越すべからず。聞くが如くんば、内外官寮は、多く律に習せず。退食の暇に、おのおの宜しく尋覽すべし。なお、当司の格式をもつて、庁の壁に書し、俯仰觀瞻し、遺忘せしむる

を免れよ。(律令格式。為政之先。有類準繩。不可乖越。如聞内外官寮。多不習律。退食之暇。各宜尋覽。仍以当司格式。書于庁之壁。俯仰觀瞻。免使遺忘。)

とあるように、<sup>①</sup>当該官庁に關係のある格令あるいは格式を庁壁に掲示して、行政事務の徹底がはかれるとともに、著名な文人たちの手になる庁壁の記が掲げられて、そこに勤務する官吏たちに無言の激励を与えていた。たとえば、「題集賢閣」(劉賓客外集・卷二)という詩で、劉禹錫は、「曾つてこれ先賢の翔集せし地、壁記を看るごとに一たび慙顔す」とうたっている。

唐人の手になる県尉の庁壁の記は四篇現存しているが、そのうち、八世紀末の文人、歐陽詹<sup>②</sup>の「同州韓城県西尉庁壁記」は、当時の県尉の位置についてもっとも詳細な情報を提供してくれる。この庁壁の記は、かれの文集たる歐陽行周文集・卷五のほか、文苑英華・卷八〇六、唐文粹・卷七三にも収録されており、その内容から、貞元十五年(七九九)十月十五日に書かれたことが知られる。テキストによって字句の異同がかなり見られるが、ほぼ歐陽行周文集により、他のテキストで改めた箇所もあるが、注記はしないことにする。歐陽詹は、壁記の冒頭で太尉や軍尉といったような尉という名をつけた官職の変遷をスケッチしたあと、「漢におよび則ち復た県の掾を命じて尉という。これより名をもって我が唐に至り、かわることあるなし。命ずるところ善なればなり」という。唐朝では、県が七等級、すなわち赤県・畿県・望県・緊県・上県・中県・下県、に分れる。二十ちかくある赤県のなかでは万年県が最であり、百ちかい畿県のなかでは渭南県が、百ちかい望県のなかでは鄭県が、百ちかい緊県のなかでは夏陽県が、三百ちかい上県のなかでは韓城県が、それぞれ最である。それぞれの県の等級において、最の県はとりわけ重視されるのであって、「最の県の余の県に長たること、隣鳳五靈の群靈に長たるが如きなり。長を教えて類を教えず、則ち韓城の称は、万年・渭南・鄭県・夏陽と並ぶ」ことになる。ここ韓城県はかように重要な県であると位置づけた上で、つぎのように続ける。

緊よりして上は、簿と尉みな再命・三命已往にして授けらる。資歴これをきわめてきわまるなり。上県よりして下は、

則わち解褐より授けらる。韓城すでに上県の最なれば、簿と尉、解褐の貴なる者はただ三員のみ。その闕を伺がうに、年年これ有るにあらず。あるいは一員の闕あらば、天下みなこれを知る。授けらるるの日またみなこれを知り、曰く、某人、韓城尉を授けらる、と。是れ其の人なれば則わち頌し、其の人にあらざれば則わち誹す。一命の官なりと雖ども、其の人のために尚ばれるやかくの如し。則わち主司は慎んで才と地の精美なるを択ぶ。県にも亦た六曹あり。尉は二人。一は功・戸・倉を判し、其の署を東庁と曰う。一は兵・法・士を判し、其の署を西庁と曰う。この庁は兵法士の庁なり。これを州にねざせば、則わち司兵・司法・司士ことごとく在り。これを国にかたざれば、即わち兵部・刑部・工部ことごとく在り。兵は武をつかさどり、法は刑をつかさどり、士は工をつかさどる。いま、武いまだ大いに威あらざるに、務なお繁く、刑いまだ大いに措かざるに、訟なお生じ、工は人とともに興りて、時として休むなし。州は或いは雙曹六人その職を分ち、国は則わち部属寮八九十人その職を分つ。一人おさむると、六人・八九十人のおさむると、大小ことなるありと雖ども、而も揆緒は殊ならず。云云。(自緊而上。簿尉皆再命三命已往而授。資歴至之而至也。上県而下。則自解褐授。韓城既上県之最。簿尉解褐之貴者唯三員。伺其闕非年年之有。或一員之闕。天下皆知之。授之日亦皆知之。曰某人授韓城尉。是其人則頌。非其人則誹。雖一命之官。其為人尚也如此。則主司慎択才地精美。県亦有六曹。尉二人。一判功戸倉。其署曰東庁。一判兵法士。其署曰西庁。茲庁兵法士之庁也。根之州。則司兵司法司士尽在。形之國。即兵部刑部工部尽在。兵主武。法主刑。士主工。今武未大威。務尚繁。刑未大措。訟尚生。工与人興。無時休。州或雙曹六人分其職。國則部属寮八九十人分其職。一人理六人八九十人之理。雖大小有異。而揆緒不殊。云云。)

これに続く最後の部分には、歐陽詹が何故この壁記を執筆するにいたったか、その由縁を述べている。それによると、明経科に登第していた友人の滎陽の鄭伯義が貞元十五年の春に韓城県の西尉の任に就いたので、五月にそこを訪れ、十月にもう一度やってきたが、東尉の庁には壁記がすでにあるのに、西尉の庁にはまだなかったので、請われるままに壁記を書き次第になった、という。

「韓城県の西尉の庁壁の記」によれば、七つに分れる県の等級のうち、上県以下の尉は初任官のポストであったが、緊県以上の尉は初任官には望みがたく、二度目以上になって就けるポストであったことになる。ただし、王鳴盛・十七史商榷・卷七九・赤畿望緊上中下輔雄の条にも引用されている同じ歐陽詹撰の「送常熟許少府之任序」(歐陽行周文集・卷九)は、(少府は県尉の別名である)。

始めて入仕し、一たび県尉あらば、或いは中、或いは上、或いは緊なり。云云。(始入仕。一有県尉。或中或上或緊。云云。)

とあり、それによれば、緊県の尉は、初任官のポストになることもあったことが分る。しかし、畿県の尉などが初任官のポストに使われることはなかったであろう。

八〇〇年頃の上県の一たる韓城県においては、六曹がおかれ、尉は二人いて、そのうちの一人が功・戸・倉の三曹の職務を分担して州の司功・司戸・司倉各参軍事の役割をはたし、もう一人が兵・法・士の三曹の職務を分担して州の司兵・司法・司士各参軍事の役割をはたしていることが知られた。

ところで、県レベルにおける唐代官文書の処理について画期的な業績をあげ、それ以後、唐代研究者の指南書となっているのは、周知のごとく、内藤乾吉氏の「西域発見唐代官文書の研究」(『西域文化研究第三、敦煌吐魯番社会経済資料下』一九六〇年、法蔵館、に掲載され、のち同氏の論文集『中国法制史考証』一九六三年、有斐閣、に再録されている。本稿での引用頁は後者による。)であるが、この論文で内藤氏は、唐六典・卷三〇の記載によって県の官吏の員数と官階を表にされた上で、県の尉につき、

録事司は別として司功以下の六司の備わっているのは京県だけで、畿県は司兵を欠いて五司であり、上県・中県・中下県・下県では、司功・司倉・司兵・司士はなくて、司戸・司法の二司を置くのみである。尉の数は京県では六人であるから六司の数と相応し、一人が一司を分担するのであろうが、畿県では二人が五司のことを分判し、上県では二人が二

司のことを分判するが、中県では一人が二司のことを判することになる。なお唐六典卷三〇の州の職員に、下州の如く司功・司兵・司士を欠く場合には、司倉が司功のことを兼ね、司戸が司兵のことを、司法が司士のことを兼ねることを記しているが、県の場合も職務の合併の仕方は恐らくこれと同様であろう。上県以下では司倉をも欠くが、司倉のことは司戸が兼ねるのであろう。

と述べられ(二三一頁)、その見解にしたがって、個々の文書の解説をなされたのであった。すなわち、敦煌県の処理した文書群のなかの、司兵に付すことを指示した文書に関して、「ところで、前掲の県職官表によると、司兵のあるのは京県だけであって、敦煌県に司兵があることは職官表とは一致しない。これはおそらく軍の置かれている県には司兵を置くというような特例があったのであろう。或はまた司兵という司はなくとも、兵事を兼掌する司(司戸であろう)の司兵係を司兵と呼んだと考えられぬでもない。」(二四三頁)と書かれ、高昌県の処理した文書に関して、「佐と史の陰敬は司兵があれば司兵のそれであるが、然らずんば司兵の事務を担当すると思われる司戸のそれであろう。」(三三八頁)とされた。県における職務の合併について、内藤氏は、唐六典にみえる下州の例から類推され、たとえば司兵は司戸によって兼ねられたであろう、と考えられたわけである。これは、韓城県西尉庁壁記にみえる功・戸・倉と兵・法・土に分れる職務の分担の仕方と大いに異なっている。そこで、県の尉による職務分担を、他の三つの壁記ではどう伝えているか、つぎに検討してみよう。念のために申し添えると、庁壁記の作者は、必ずしもその庁に勤務していた人ではない。むしろ、何らかの縁故で依頼されて筆を執る場合が普通であった。

まず標題に明記するものとして、杜牧(八〇三~五二)撰の「同州澄城県戸工倉尉庁壁記」が樊川文集・卷十に収録され、全唐文・卷七五三にもその標題で収められている。しかし、「戸工倉」の三字は、樊川文集の巻首に載せる総目では「功倉戸」となっていて、文苑英華・卷八〇五も「同州澄城県功倉戸尉庁壁記」と題している。壁記の書き出しが、

県の重んずるところ、其れ秀を挙げ賢を貢するなり。今の外諸侯の儒者といえども、曠として一人をも升す能わず。況

んや尉をや。次は乃わち戸税なるのみ。(県之所重。其拳秀賢也。今之自外諸侯之儒者。曠不能升一人。況尉乎。次乃戸税而已。)

とあれば、この尉庁は功倉戸尉庁とみて大過なからう。(倉土戸尉庁である可能性も絶無ではないが。) そうすると、望県であったろう澄城県の尉は、同じ州の韓城県の尉の場合とまったく同じ職務分担をしていたことになる。

つぎは梁肅<sup>⑧</sup>(七五三〜九三撰の「鄭県尉庁壁記」文苑英華卷八〇六)であるが、蘭陵の蕭俚が鄭県尉に赴任したことにつき、貞敏恪慎なるを以て、再命して尉と為し、倉曹出納と工徳脩飾との事を掌どらしむ。事あがり職おさまり、而うして令名これに随がう。(以貞敏恪慎。再命為尉。掌倉曹出納与工徳脩飾之事。事拳職脩。而令名随之。)

と書かれている。これで見ると、歐陽詹が望県の筆頭であると述べていた鄭県のこの尉は、再命の官であったことが知りうる一方、職務内容が「倉曹出納」と「工徳修飾」であるといえ、倉曹と土曹の職務を分担したことになるであろう。では、当時の鄭県では、残りの功・戸と兵・法の四曹が一人の尉によって担当されていたと考えるべきなのであろうか。その結論をだす前に、最後に残された壁記をみておこう。

元和十年(八一五)に進士に登科し、長慶元年(八二二)に賢良方正能直言極諫科に登科した沈亜之の手になる「櫟陽兵法尉庁記」(沈下賢文集・卷六)は、

尉の曹、兵法は末に居る。兵法の任、天下の郡に在りて、首長の臣すら、かつ其のおさむるを難しとす。しかるに況んや畿の尉に在りてをや。(尉之曹。兵法居末。兵法之任。在天下郡。首長之臣。且難其理。而況畿之在尉乎。)

という文で始まっている。九世紀前半の畿県の一たる櫟陽県では、兵法尉という尉が存在し、それは尉のなかでは末、すなわち下位におかれていたことになる。すると、さきの鄭県の場合にも、もし兵曹がおかれていたとすると、それは法曹を担当した尉によって兼掌されていた、と考えて大過ないであろう。そして功曹と戸曹は別の三人目の尉によって担当されていたと考えられる。規定では二人の管の尉が三人以上おかれることは珍しくなく、李白撰の「櫟陽瀨水貞義女碑銘」

(李太白文集・卷三〇、文苑英華・卷八七八、唐文粹・卷五五上)に、

主簿、扶風の竇嘉賓、県尉、広平の宋陟・丹陽の李濟・南郡の陳然・清河の張昭、みな卿才霸略あり、事を同じくして相協えり。(主簿扶風竇嘉賓。県尉広平宋陟・丹陽李濟・南郡陳然・清河張昭。皆有卿才霸略。同事相協。)

とあり、同じく「虞城県令李公去思頌碑并序」(李太白集・卷三〇)に、

乃わち群寮に咨りて去思の頌を興す。県丞の王彦暹、員外丞の魏陟、主簿の李詵、県尉の李向・趙濟・盧榮ら、云云。

(乃咨群寮。興去思之頌。県丞王彦暹。員外丞魏陟。主簿李詵。県尉李向・趙濟・盧榮等。云云。)

とあり、これによると、県尉は緊県である深陽県に四人、上県である虞城県に三人いたことになる。宋の趙与時は、李白の二碑を引用した上で、「この二碑を以てこれを推せば、則わち上県の両尉に止まらざること明らけし」(賓退録・卷三)と述べているのである。

以上、唐代の四つの壁記の検討を通して知りうることは、畿県以下、上県にいたる、尉の定員が二人の県では、功・戸・倉の職務が一人の尉によって担当されるケースが多く、兵・法がもう一人の尉によって担当され、士曹は兵・法と同じ尉によって担当される場合と、倉曹を担当する尉によって兼掌される場合のあることであった。いずれにせよ、内藤乾吉氏が、下州の事例から類推された、司兵の事務を兼掌するのは司戸担当の尉であろうとする見解の成立する余地は少なく、司兵の事務を兼掌したのは司法担当の尉であったと考えられる。

① 原文には、これに続けて、「今以年代遐曠。屋壁改移。文字不脩。瞻仰無所。就中大理寺評断之司。尤為要切。臣已干本寺斤粉壁。重写律令格式。勅旨。尚書省郎官。亦委都省檢勘。依旧抄撮要。即写於斤壁。」という興味ある文章がある。この唐会要・卷六六の記事は、玉海・卷二五・科挙・唐明法の条に、「文明元年四月。敕内外官。以当司格式。書于斤壁。会昌四年七月。大理卿劉濠於寺斤粉壁。重写令式及格後勅。」と要約して引用されている。会昌は大中の誤りである。

が、文明元年の勅で、当司の格式を斤壁に書くよう命じている点では異同がない。ちなみに、劉濠は財政家として著名な劉晏の子である。ところで、唐会要・卷三九・定格式の条には、「文明元年四月十四日勅。律令格式。為政之本。内外官人。退食之暇。各宜尋覽。仍以当司格式。書于斤事之壁。俯仰視瞻。使免遺忘。」という文章があり、この記事は、玉海・卷六六・律令・唐垂拱格式の条に、「文明元年四月十四日。勅内外官。以当司格式。書斤事之壁。」と要約して引用され、

また唐会要・卷三九・貞觀（元の誤り）二年七月二十三日の刑部侍郎韓洵の上奏文中にも、「又文明勅。当司格令。並書于厅事之壁。」とあり、いずれも、当司の格令になっている。勅文の本来の姿は、本文に引用した唐会要・卷六六のものに近いと考えるが、格式と格令の何れが是であるか、断定することは差し控えておく。通典・卷一六五には、唐会要・卷三九のとはほぼ同じ記事が収録されている。

では、貞元十四年（七九八）生れて四十余歳で卒したとする。しかし、歐陽詹は貞元八年（七九二）に韓愈や李絳と一緒に進士科に登科しており、ここに引く壁記が貞元十五年十月十五日の作であることからみて、八世紀末の文人としておく。

## 二、唐代県尉の分掌

唐六典によれば、上県では二人の判官たる尉のもとに、主典たる司戸佐・司戸史と司法佐・司法史がおかれ、中県以下では一人の尉のもとに同じく司戸佐・司戸史と司法佐・司法史がおかれていた。かれらは七司佐（史）と呼称されることもあった<sup>①</sup>。そして、前節での検討の結果によれば、司戸は司倉などの職務を、司法は司兵などの職務を兼掌していたことになる。地方行政の最末端、百戸をおさめる里正の職務は、(イ)戸口の按比・(ロ)非違の検察・(ハ)農桑の課植・(ニ)賦役の催駆、の四つであった<sup>②</sup>が、(イ)(ロ)が県の司戸佐史、(ロ)が県の司法佐史の職務に対応することは、更めて述べる必要はないであろう。ところで、中県以下の県尉に任命された者は、一人で県政のあらゆる職務を判さねばならなかったから、選択の余地は残されていないが、上県以上の県尉に任命された文人たちの場合には、戸口の按比・賦役の催駆といった民生の仕事を担当する司戸担当の尉と、刑獄、すなわち警察・裁判の事務に従事する司法担当の尉とのいずれであるかによって、官品はまったく同じであっても、人によっては、精神的な圧迫感の違いは大きかったであろうと想像される。県によっては、兵法担当の尉が苦しい立場におかれていった次第は、「尉の曹、兵法は末に居る」という書きだして始まる、前掲の沈亜之「櫟陽兵法尉斤記」に詳細な叙述がなされている。

「はじめに」で言及した白居易と李商隠の場合についていえば、初任官である秘書省校書郎は両者に共通するが、その

② 歐陽詹の生卒を、姜亮夫纂定・陶秋英校『歷代人物年里碑伝綜表』

③ 梁肅については、神田喜一郎『梁肅年譜』（『東方学会創立二十五周年記念東方学論集』一九七二年、東方学会、所収）を参照。

つぎに赴任した県尉のポストは、白居易の整屋尉（畿県）が司戸担当の尉であったのに対して、李商隱の任ぜられた弘農尉（緊県）は司法担当の尉だったのである。すなわち、白居易は「論和羅状」（白氏文集・巻四一）で、往年の自己の体験を、

臣、久しく村閭に処り、曾つて和羅の戸となり、親しく蹙迫を被むり、実に命に堪えざりき。臣、近ごろ畿尉となり、曾つて和羅の司を領し、親しく自ずから鞭撻し、親るに忍びざる所あり。（臣久処村閭。曾為和羅之戸。親被蹙迫。実不堪命。臣近為畿尉。曾領和羅之司。親自鞭撻。所不忍親。）

と記しているが、この文章から、白居易は倉曹などを担当する司戸尉であったことが明らかとなる。一方、李商隱は、「陶進士に与うる書」において、「始めて官に至るも、活獄、人の意に合わざるを以て、輒すなわち退きて去る。」（高橋和巳前掲書・一〇五頁）と述べ、「弘農の尉に任ぜられしも、州の刺史に献じていんぎ乞こいて京に帰る」と題する詩において「黄昏に印を封じて刑徒を点ず、愧じて荊山に負きて座隅に入る」（同・一二二頁）とうたっていることからみて、司法担当の尉であったことは確実である。もし、李商隱の任命された弘農県の尉が、司法担当の尉ではなくて司戸担当の尉であったならば、詩人の運命はまったく別の道をたどったかもしれないのである。

ところで、周知のごとく、わが円仁の入唐求法巡礼行記には、唐代の社会・宗教・交通などに関する貴重な根本史料が含まれているが、唐代の県尉についても素晴らしい資料を提供してくれる。その巻一・開成四年（八三九）四月八日の条に、早朝、粥をくらいたる後、押衙は県に入り、しばらくにして帰り来りぬ。県令の通直郎・守令・李夷甫、県丞の登仕郎・前試太常寺奉礼郎・撰丞・崔君原、主簿の将仕郎・守主簿・李登、県尉の文林郎・尉・花達、捕賊官・文林郎・尉・陸僚ら、押衙に相隨がい来りてまみえ、僧らと共に語話す。主人は県令らのため酒食を設く。飯をくらしいのちすなわち帰りぬ。（早朝。喫粥之後。押衙入県。少時帰来。県令通直郎守令李夷甫。県丞登仕郎前試太常寺奉礼郎撰丞崔君原。主簿将仕郎守主簿李登。県尉文林郎尉花達。捕賊官文林郎尉陸僚等。相隨押衙来看。共僧等語話。主人与県令等

設酒食。喫飯即歸。」

と記録されている。ここでいう県は、海州東海県のこと、県の等級は上県である。上県の尉の品階は従九品上、文林郎も従九品上の文散官なので、行あるいは守の字を冠する必要がある<sup>③</sup>。すなわち、この県尉は花達と陸僚の二人なのであるが、後者の陸僚は捕賊官の肩書きをも帯びていた。これによって、花達が司戸担当の尉で上位におかれ、陸僚が捕賊官を兼ねる司法担当の尉で下位におかれたことを知りうる。小野勝年氏が『入唐求法巡礼行記の研究 第一卷』(鈴木学術財団、一九六四年)で詳細な訳注を施された際、この尉の字を姓と解され、「なお尉陸僚は尉花達と同姓(尉氏)であって、ラ「インシャワー」氏がこの尉を県尉と解し、陸僚花達とよみ、陸花の二姓と解しているのはしたがいがたい」(五〇八頁)と注されたのは、余りにも強引な解釈である、というべきであろう。海州東海県の官僚構成については、円仁が伝えた時期より丁度一二〇年古い石刻史料が伝えられていて、参考に供することができる。それは八瓊室金石補正・卷五一に収められている「鬱林觀東巖壁紀」であって、開元七年(七一九)正月に海州雲台山の磨崖に刻されたもので、その末尾の題名に、「朝議郎行海州司馬崔惟擘字踐直 朝議郎行東海県令元暉字徽明 丞閻朝賓 主簿孫克友 尉苟抱簡 尉上官崇素 司兵竇晏」とみえる。二人の県尉のうち、先にかかれた苟抱簡が司戸担当、あとの上官崇素が司法担当であったとみてよいであろう。

鬱林觀東巖壁紀を参照したわけであるが、唐代の県尉に関する石刻史料として見逃しえないものに、同じ八瓊室金石補正・卷五四に収録された、長沙の「麓山寺碑陰」の題名がある。李邕の撰ならびに書にかかるこの碑の碑陽は金石萃編・卷七八に収められたが、碑陰は省かれていた。この碑は、開元十八年(七三〇)九月に建てられ、その碑陰の第二段目には、長沙県の官のうちに「□尉楊□晉 尉上柱国劉懷靖 尉盧元庭 尉員外同正皇甫□ 尉員外同正劉思義」の名がみえ、醴陵県の官のうちに「□員外尉李璽 □尉張光庭 尉□元□」、衡山県の官のうちに、「尉□之□ 尉劉□ 員外尉王光大 尉周待徵」の名がみられる。新唐書地理志によれば、長沙は望県、醴陵は中県とともに潭州に属し、

衡山は衡州に属する上県である。県尉の定員は、望県・上県が二人で、中県は一人（四千戸以上の場合二人）の筈であるから、この裨陰にみるかぎり、いずれも定員を超過していることが分る。その上に、員外尉や尉員外同正という者さえ存在していた。員外同正は員外同正員の略称であって、通典・卷一九・職官総論の員外に關する原註に、「其の同正員を加えし者は、ただ職田を給さざるのみ。其の禄と俸と賜は、正官と同じ。単に員外と言う者は、則ち俸と禄、正官の半ばを減ず。」というような待遇が与えられていた。定員外の存在であるから員外尉や尉員外同正に任ぜられた者の職務の分担がいかに行なわれたか、詳細については何も知ることができない。

入唐求法巡礼行記が伝える捕賊官・文林郎・尉・陸僚という記事によって、捕賊官を兼ねる県尉が存在し、かれが司法担当の尉である蓋然性の強いことを述べた。それと直接に關連するものとして、わが大谷探検隊将来古文書のなかに、「捕賊官尉」という文字を見いだすことができるので、この機会に、私見を挾んでおきたい。それは、二二七七号文書であって、逃走兵に關する内容を持ち、トルファン高昌県で処理された、天宝二年（七四三）七月のものとみられる官文書である。文書の全文は、内藤乾吉氏の「西域発見唐代官文書の研究」に、高昌県の処理した文書の(4)として移録され（三二七頁）、その写真は、『西域文化研究第三、敦煌吐魯番社会経済資料下』に図版第九として掲載されているが、そこに、坊正康小奴・坊正匡孝通・坊正劉逸多と並んで、「捕賊官尉趙□□」の名がみられる。内藤氏は一群の他の文書断片を精細に検討された結果、当時の高昌県には全業という名の尉がいたことを論証された。しかるに、実に不思議なことに、この二二七七号文書についての解説は全くなされていないのである。文書を実見していないので、確言は差し控えるが、捕賊官尉趙□□の名が全業、すなわち趙全業とみることはできないであろうか。なお、この二二七七号文書は、同三三七九号文書と密接な關係を有し、兩者に対する一応の解説は、小笠原直秀・西村元佑「唐代役制關係文書考」（同上『西域文化研究第三』所収）一五六頁になされている。

唐代において、県の諸曹が主として司戸尉ともいふべき者と、司法尉ともいふべき者によって分掌された實際を、

種々の角度から眺めてきたわけであるが、このような分掌が何時頃から始まったのかを、つぎに検討しておこう。

県の佐官としての尉は、古く秦代に設けられていたらしいが、漢代になると、盗賊を取締るのを職務とした尉がはっきりと史上に現れる。それ以後、魏晉南北朝時代を通じて存在し、その職掌は、唐六典の言葉を使うと、盗賊を追捕し、姦非を伺察することであった。詳細については嚴耕望撰『中国地方行政制度史・上編卷上・秦漢地方行政制度』（一九六一年）二一八～二二頁、同じく『卷中・魏晉南北朝地方行政制度』（一九六三年）三三五～三七頁に譲りたい<sup>④</sup>。しかし嚴氏が指摘するように、実は南朝に入ると、県尉のポストは次第に軽視されるようになったらしく、太平御覽・卷二六九・職官部・県尉の条の末にひく宋武帝の詔には、「百里の任は、摠て官長に帰す。県尉は実効はなほだ微にして、其の費すくならず。二品（？）県は一尉を置くべきのみ。余はことごとく停省せよ。」といっている。そして、南朝末、梁・陳時代の県尉については、具体例を史籍の上にも求めることは全く不可能になるのである。隋の文帝・開皇三年（五八三）の官品令によれば、上県尉の官品は従九品上、中県尉が従九品下であった。かの顔師古が、文帝の末年、仁寿年間（六〇一～〇四）に、李綱の推薦によって任命された襄州安養県の尉は、したがって、盗賊取締りを職務とするポストなのであった。さればこそ、その任命に当って楊素が危惧の念を抱いたのである。旧唐書・卷七三の顔師古伝には、

隋の仁寿中、尚書左丞李綱の薦むるところとなり、安養の尉を授けらる。尚書左僕射の楊素、師古の年わかく貌やせたるを見、因りて謂いて曰く、安養は劇県なり、何を以て克当するや、と。師古曰く、雞を割くにいづくんぞ牛刀を用いんと、と。素、其のこたえを奇とす。官に到るに、果して幹理を以て聞こゆ。（隋仁寿中。為尚書左丞李綱所薦。授安養尉。尚書左僕射楊素。見師古年弱貌羸。因謂曰。安養劇縣。何以克當。師古曰。割雞焉用牛刀。素奇其對。到官果以幹理聞。）

という、興味あふれるエピソードが記録されている。

漢以来ひきつがれてきた県尉の職掌に大変化が起ったのは、隋の煬帝の治世においてであった。煬帝は、大業三年（六

〇七)に新しい律令を頒布して以後、しばしば官制の改革を行なったが、県尉についても例外ではなかった。隋書・卷二八・百官志に、

州を罷めて郡を置き、……県尉を県正となし、尋いで正を改めて戸曹・法曹となし、司を分ちて以て郡の六司を承けしむ。河南・洛陽・長安・大興は、則ち功曹を加置し、而うして三司となす。司ごとにおのおの二人なり。(罷州置郡。……県尉爲県正。尋改正爲戸曹・法曹。分司以承郡之六司。河南・洛陽・長安・大興。則加置功曹。而爲三司。司各二人。)

とあり、通典・卷三三・職官・総論県佐の条も、同じ内容を伝えている。従来の県尉は、ここに県戸曹と県法曹という名称のもとに再出發し、郡(つまり州)の六司と同様の職務を担当することになった。したがって、職務内容としては、従来の県尉の職務は新たな県法曹にひきつがれ、県戸曹の方は、新設のポストの様相を呈したものと思われる。

隋末に県戸曹の職に就いた人物として張玄素の名を、県法曹の職にあった人物として孫伏伽の名を、それぞれ挙げることができる。両者は、ともに旧唐書・卷七五、新唐書・卷一〇三に立伝されている。張玄素は隋末に景城県戸曹の任にあったが、唐に入って諫言で知られ、太宗の貞觀十四年(六四〇)の時点で太子左庶子(正四品上)の高位にまで昇進した。孫伏伽は、隋末に大理寺史から万年県法曹の職に移り、武徳元年(六一八)六月、受禪直後の高祖に上表したことでよく知られ、貞觀十四年には大理卿(從三品)に抜擢されるに至る。ここで注目すべきことは、資治通鑑・卷一九五・貞觀十四年十二月の条に、

〔張〕玄素、わかかりしとき刑部の令史たり。上かつて朝臣に対し、これに問うて曰く、卿は隋に在りて何の官なりしか、と。対えて曰く、県尉なりき、と。また問う、いまだ尉ならざりし時は何の官なりしか、と。対えて曰く、流外なりき、と。また問う、何の曹なりしか、と。玄素これを恥じ、閣を出ずるも殆んど歩く能わず、色は死灰の如し。……孫伏伽は玄素とともに、隋に在りてみな令史たり。伏伽は或いは広坐に於て自ら往事を陳べ、一も隠すところなし。

(玄素少為刑部令史。上嘗對朝臣。問之曰卿在隋何官。對曰縣尉。又問未為尉時何官。對曰流外。又問何曹。玄素恥之。出閣殆不能步。色如死灰。……孫伏伽与玄素在隋皆為令史。伏伽或於広坐自陳往事。一無所隱。)

というように、兩人はともに令史、すなわち胥吏から苦勞を重ねて昇進してきた人物であった、ということである。ここで張玄素が、隋にあっては県尉であった、と述べているのは、貞觀時代の官職名でいえば県尉であるということである。当時、県戸曹の職に就いていたのであった。隋にあっては、県戸曹・県法曹という名称のもとに職務分担が行なわれて出発したが、前途有望な新人たちの初任官あるいは再任官としてよりも、令史出身者によって占められる場合が多かったポストと考えられる。

隋の煬帝のときから始まった県の判官としての県戸曹・県法曹の職が、唐にそのまま継承され、いったん県正と改称されたのち、武徳七年(六二四)三月には、新しい令の頒布にともなって、県尉の旧称にかえされることになった。名称は漢以来の旧に復したわけであるが、職務の内容は、単に盜賊を取締り姦非を伺察する旧来の県尉とは全く異なり、隋の煬帝のときから始まった戸曹・法曹の制を継承したものであった。かくて、中県以下では一人の尉が県政全般を担当し、上県以上ではほぼ二人の尉が県政を分担する唐代の県尉の制が誕生し、次第に県尉に対する官界での評価が高くなっていくのである。

- ① 船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」(文化・三一巻三三号、一九六八年) 参照。
- ② 宮川尚志「唐五代の村落生活」(岡山大学法文学部学術紀要・五、一九五六年) 参照。
- ③ 上県尉の官品は、大唐六典では従九品下となっている。しかし、旧唐書職官志では従九品上とする。この個所に行・守の字を冠していないことが、大唐六典の誤りを証明している。
- ④ 中央研究院歴史語言研究所專刊之四十五として出版された本書は、上編巻下として「隋唐五代地方行政制度」が予告されていた。巻中が刊行されてから既に十年たったが、未だ出版されていない。嚴氏の論文集『唐史研究叢稿』(新華研究所、一九六九年)には「唐代府州僚佐考」「唐代方鎮使府僚佐考」の雄篇が収められているが、県尉を含むところの唐代の県の僚佐についての論考はない。
- ⑤ 「承」の字は、隋書の本文は「丞」であり、意味は同じであろう。一九七三年・中華書局刊の標点本が、通典・卷三三の文に拠って、本文を「承」に改めているので、それに従っておく。

### 三、昇進コースにおける唐代の県尉

壁記などを資料として唐代における県尉の職務分担の実状をさぐり、またその制の起原が隋の煬帝の治世にあることを述べてきた。つぎに、制誥などに依拠しつつ、唐代官界における県尉の位置、つまり官僚昇進コースにおける県尉のポストを吟味してみよう。

唐代における官爵除授の制は、官爵の高下によって冊授・制授・勅授・奏授・判補の五段階に分れ、五品以上が制授で六品以下が奏授、流外が判補、散官は六品以下ではあるが特別の理由によって奏授のうちに含まれないものを勅授といつた。中書制誥は、簡単にいえば、このうちの中書制誥・勅授に際して作成されたものである。官僚たちに給される辭令書は告身<sup>①</sup>とよばれるが、その告身中に含まれる制詞・勅詞の部分が制誥であり、中書舎人ないし知制誥によって執筆されたので、中書制誥とよばれる。執筆者は、任命しようとする官職が現時点にもつ意味を述べ、被任命者の人物・履歴・能力を述べ、その後この任用によって期待される効果を述べるのが、通常である。唐のある時期における中央政府のある官職、たとえば給事中や中書舎人、の占めていた位置を確かめようとする際には、有力な史料となる。勅授の範囲は、開元四年(七一六)以後、員外郎・御史・供奉官(起居・補闕・拾遺の類)にまで拡大され、安史の乱以後になると、五品以上にも及んでいくとともに、六品以下にもしだいに拡大していった。六品以下の官職をもときに勅授の形式でするということは、要するに、授官に関する中書門下の実権が拡張して、吏部・兵部の権限が侵されていくことを意味したのであった。

ところで、ここで取上げる県尉についていえば、地方官として品官の最下位に位置する県尉が勅授されることは、ごく特殊な例外なのであって、<sup>②</sup>しかもその勅授に際して作成された中書制誥が後世に伝わる可能性は極めて少ない筈である。しかし、幸いにも、唐代に県尉を任命するに際して作られた制誥の教篇を手にするので、検討してみよう。

中央政府の高官を任命する際のような詳細なものではなく、教人分を一括して簡単に書かれる事例が多いのは、当然である

う。

県尉任命の制詔は、文苑英華・卷四一五・中書制詔・県尉の条に五篇がまとめて収録され、そのほかにも、白氏文集・卷三五や樊川文集・卷一九などに散見する。まず、白居易撰の「日試詩百首田夷吾曹璠等授魏州兖州県尉制」（白氏文集・卷三五、文苑英華・卷四一五）の全文をかかげる。

勅す。さきごろ魏・兗の二帥、田夷吾・曹璠よく文をつづるを以て、貢して闕下に置けり。有司の奏報すらく、明試するに詩五言百篇を以てし、終日にして畢り、藻思はなほだ敏にして、文理ひろく通ず、と。賢侯、薦延す、宜しく升奨あるべし。其の貢するところの郡県に因り、おのおの命ずるに官を以てせよ。而して馬に倚りてここに來り、錦を衣て歸り去る。文を以て禄を得るは、また榮と為すに足らん。前件に依るべし。（勅。乃者魏兗二帥以田夷吾曹璠善屬文。貢置闕下。有司奏報明試以詩五言百篇。終日而畢。藻思甚敏。文理多通。賢侯薦延。宜有升奨。因其所貢郡県。各命以官。而倚馬爰來。衣錦歸去。以文得禄。亦足為榮。可依前件。）

倚馬というのは、馬前でたちどころに長文を草した晉の袁虎の故事を典拠にもつ言葉。これによると、五言詩百篇を一日のうちに作った卓絶せる文才が評価され、文を以て禄を得た結果、魏州と兖州の県尉にそれぞれ任命されているわけである。同じく白居易撰の「梁璉等六人除范陽管内州判司県尉制」（白氏文集・卷三五）の全文は、

勅す。盧龍軍節度要籍の梁璉等。みな幹能を以て、つとに任使をうけ、おのおの軍要に参し、ともに戎功をなせり。われ恭勤なるを念うに、宜しく優奨を加うべし。郡の掾と邑の佐と、分ちてこれに命じ、なお旧職を兼ねて、勉めて來効を申しむ。前件に依るべし。（勅。盧龍軍節度要籍梁璉等。咸以幹能。早膺任使。各参軍要。同濟戎功。言念恭勤。宜加優奨。郡掾邑佐。分而命之。仍兼旧職。勉申來効。可依前件。）

であつて、かなり短文である。前の制にもみえる「可依前件」の四字は、多人数同時に授官するときの書式である。この制は、范陽盧龍軍節度使院の要籍の職にあつた梁璉らを管内の郡掾と邑佐、つまり州の判司に諸曹参軍事と県の尉に任命

し、旧来の使院の職務の方はそのまま継続することを命じたものである。これによっても、州の参軍事と県の尉とが対応する同類のポストであることが確認される。梁璉ら六人の使院における職務内容は不明であるが、代表格の梁璉の占めた節度要籍は、嚴耕望「唐代方鎮使府僚佐考」(『唐史研究叢稿』所収)によると、財務担当の重要ポストであったから、かれは州の司倉参軍事にでも任命されたものと考えられる。

県尉に対する制誥のなかで目につくのは、単に県尉に任命するものよりも、ある県の尉に任命するとともに史館修撰や集賢校理に充てる制誥が多いことである。常袞撰「授荀尚史館修撰制」(制詔集・卷一〇、文苑英華・卷四〇〇)は、処士の荀尚を華州下邳県尉に任命し、同時に史館修撰に充てたもの。下邳県の等級は望県である。杜牧の樊川文集・卷一九には、薛途を経「涇」陽尉にして集賢校理に充て、崔滔を櫟陽尉にして集賢校理に充て、薛廷望を美原尉にして直弘文館にする制誥が三篇収録されている。涇陽・櫟陽・美原は、いずれも畿県である。史館修撰や集賢校理・直弘文館は、いずれも名誉あるポストではあるが、品階をとまわらない単なる加官なので、国都の近辺の、とくに畿県の尉に任命して、それら加官を与えたわけである。これらの諸例からも、首都近辺の県、とくに畿県の尉は、羨望の念でみられる官職であった一端がうかがえるであろう。定員二人の、ある畿県の尉の職に同時に勤務した二人が、後年、ともに中央政府の要職で活躍するといった状況も生れた。権徳輿撰の「崔衛二公同任渭南尉日宿天長寺上方唱和詩序」(文苑英華・卷七二六、唐文粹・卷九五)は、貞元年間(七八五〜八〇五)の初め、崔邠がおそらく秘書省校書郎から、衛次公が崇文館校書郎から、それぞれ再命のポストとして渭南県の尉にうつり、二人で唱和詩をつくり莫逆の友人として青年期を過したが、その後、ともにエリート・コースをへた上で、元和三年(八〇八)には崔邠が吏部侍郎、衛次公が兵部侍郎という重職に就いていたことを伝える。

末は宰相をめざす官僚たちにとっては、いかにして清要官に就任するかが最大の関心事であり、自然と衆目の一致するエリート・コースが定着してくる。封演撰の封氏聞見記・卷三は、宰相にいたる八僞の徑路を次のように示している。

(Aが八備、Bはそれに次ぐ)

- A 1 進士 2 校書(秘書省正九品上) 3 畿尉(正九品下) 4 監察御史(正八品上) 5 拾遺(従八品上)  
6 員外郎(従六品上) 7 中書舍人(正五品上) 8 中書侍郎(正四品上)
- B 1 制策 2 正字(秘書省正九品下) 3 畿丞<sup>④</sup>(正八品下) 4 殿中侍御史(従七品上) 5 補闕(従七品上)  
6 郎中(従五品上) 7 給事中(正五品上) 8 中書令(正三品)

これからも判るように、畿県の尉は、進士科に合格し秘書省校書郎をへたのちにつく再命の官としては最高のポストと目されていたのであった。さきに引用した、沈亜之「樸陽兵法尉序記」には、

永貞の前、諸畿、進士よりして尉を得、而うして班に昇る者は十に六七、他入の尉にして昇る者は百に一二なり。(永貞前。諸畿自進士而得尉而昇班者十六七。他入之尉而昇者百一二。)

といい、永貞(八〇五)以前という限定はついてはいるが、進士合格者にして畿県の職に就いた者は、六・七割が、中央政府の高官になっていったという。ところで、唐語林・卷五には、

議者たわむれに云う、畿尉に六道あり、御史に入るを仏道となし、評事に入るを仙道となし、京尉に入るを人道となし、畿丞に入るを苦海道となし、県令に入るを畜生道となし、判司に入るを餓鬼道となす、と。(議者戯云。畿尉有六道。

入御史為仏道。入評事為仙道。入京尉為人道。入畿丞為苦海道。入県令為畜生道。入判司為餓鬼道。)

という興味津々の風評を伝えている。御史とは監察御史、評事とは大理評事、京県尉、畿県丞、県令につづく判司とは州の諸曹参軍事のことである。池田温氏が述べられたように、官品の高低のみが好悪の基準とされるのではなく、むしろ官品が低く同時に相対的に責任の軽いポストがより高く評価された。県の場合には、すでに判官の畿県尉のポストにある者にとつてさえ、長官・次官の県令や畿県丞より同格である判官の京県尉の方が望ましいポストだったのである。いづれにせよ、封氏聞見記・唐語林の所説から明らかなように、畿県の尉の職にいる者が待望したのは、監察御史として中央政府

に帰ることであった。政府の側からいえば、県尉のような最も民生に接する地方官の経験者こそ、是非とも必要な人材なのであった。通典・卷二四・職官・監察侍御史の条に「職務繁雜にして、百司畏懼す。其の選擇は多く京・畿の県尉よりす。」とあるように、監察御史は、京県尉と畿県尉のなかから選ばれることが多かったのである。たとえば、韓休撰「授皇甫翼等監察御史制」(文苑英華・卷三九五)は、河南県尉の皇甫翼、長安県尉の韋紹、醴泉県尉の張季瑒を同時に監察御史に昇格させた制誥である。

秘笈新書に引用する韋述の兩京新記には、赤県尉と大理評事と拾遺の三つの官職を経歴する者が、みなから光榮とされた、というが、畿県の尉と京県の尉からは、大理評事や監察御史をとびこして、その上の拾遺に抜擢される者さえ珍しくなかった。それは、文苑英華・卷三八三に収録された左右拾遺への中書制誥に照らしても、明らかに知ることができる。白居易撰の「除拾遺監察等制」(白氏文集・卷三七、全唐文・卷六六〇)に、

渭南県尉の庾敬休らは、みな文行清茂にして士の秀なる者なり。宜しく吏列より、擢んでて朝行に在らしむべし。おのおの才に随いて用い、分ち命ずるに職を以てす。司諫と執憲と、称うべきあるをまたん。(渭南県尉庾敬休等。感文行清茂。士之秀者。宜従吏列。擢在朝行。各随才用。分命以職。司諫執憲。佇有可称。)

というのは、渭南県尉の庾敬休を司諫たる拾遺に抜擢した際の制誥である。旧唐書・卷一八七下の本伝によれば、秘書省校書郎をつとめたあと、いったん宣州の幕府に従事し、ついで渭南尉・集賢校理から右拾遺・集賢学士に遷ったとあるから、集賢学士に言及しないこの白氏文集所載の文章は、或いは白居易による制誥の習作かもしれない。ともあれ、文苑英華がこの制誥の題を「授庾敬休監察御史等制」と改め、卷三九五の監察御史の条に入れたのは、失態というべきであろう。文苑英華の体例に改めるとすれば、「授庾敬休右拾遺等制」と題して、卷三八三に入れるべきであった。

唐代において、進士科や明経科の登第者たちのいかに多くが県尉のポストに就いたかの実状は、羅繼祖「登科記考補」(東方學報・京都・十三の四)をみることによって、容易に知ることができる。これは、登科記考の撰者・徐松が見る機会を

えなかつた石刻墓誌銘に主として依拠した労作であつて、科擧合格者たちの初任官をも丁寧に取り扱つてあるから、有益なわけである。ところで、科擧合格者と県尉のポストとの関連からみて逸することのできない史料に、通典・卷一七に載せる洋州刺史趙匡の「擧選議」に附された「擧人条例」がある（全唐文・卷三五五にも再録されている。文苑英華・卷七六五と文獻通考・卷二九は、擧選議のみを載せ、擧人条例を省略している）。趙匡は蕭穎士と啖助とに師事した春秋學者であり、左氏は左丘明に非ずの説を唱へたことで知られる。この擧人条例、したがつて擧選議がいつ作成されたものか、年月を確定できないが、擧人条例と並べられた選人条例の文中に「兵興以來、士人多去郷土。」の語句が見えるから、安祿山の反乱勃発（七五五年）後まもなくの時期に書かれたとみなしてよからう。趙匡の議論は、春秋學者としては至極当然のことであるが、要するに、科擧制を礼を重んじる方向に改善し、明經科を進士科よりも重視し、明經合格者の初任官をこれまでより優遇すべし、というにある。すなわち、明經科のうち、一經及第者には、中県尉の類を授け、そのうちでも特に優秀な成績を取めた判入第三等と恩蔭の高い者には上県尉の類を授けること。兩經出身者には、上県尉の類を授け、そのうちでも判入第三等と恩蔭の高い者には緊県尉の類を授けること。恩蔭を考慮するのはここまでとどめ、それ以上は本人の才能だけに依拠すること。四經出身者には緊県尉の類を授け、そのうちで判入第三等のばあいは望県尉を授けること。五經の者には望県尉の類を授け、そのうちで判入第三等のばあいは畿県尉の類を授けること。明法出身者は兩經のばあいと資格を同じくし、進士と三礼擧・春秋擧は四經のばあいと資格を同じくし、茂才と秀才とは畿県尉を授けること。趙匡はこのような提案をなしたのである。進士合格者は明經のうちの四經及第者と同等であるということは、緊県尉を初任官とするということである。明經合格者を含むあらゆる入流者たちの就くべき官職の基準を、県尉の等級で代表させているわけで、これによって、唐代官界における県尉のおかれた位置をほゞ察することができよう。この擧人条例は議論以上の何物でもなく、この試案が政府当局者に受入れられたとはとうてい考えられないが、県尉のポストのうち、初任官の就けるのは上県以下の尉であつたという現実を伝へた歐陽詹の壁記の記事と比較する場合にも、興味ある資料であるといえよう。

① 内藤乾吉「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」(『中国法制史考証』所収・大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(『敦煌吐魯番社会経済資料』下)所収)参照。

② 県尉が勅授された早い例として、垂拱四年(六八八)に懷州河内県尉に任命された陳該がいる。陳子昂撰「周故内供奉学士懷州河内県尉陳君頌人墓誌銘」(『陳子昂集』卷六)によると、茂州石泉県主簿・隆州蒼溪県主簿に勅授された後、河内県尉に勅授されている。

③ 杜牧は「冬至日、小庭阿宜に寄する詩」で、塵埃にまみれながらも気ぜわしくおびえていねばならない下級官僚の例として「参軍与

県尉」を挙げている。荒井健「杜牧」(『中国詩文選』18・筑摩書房・一九七四年)一四六頁参照。

④ この表は、池田温「律令官制の形成」二九九頁を参考にして、多少手を加えたものである。ここの「畿丞」の二字の部分は本文に脱字があり、池田氏は「京尉」とされた。試みに畿丞にしておく。

⑤ 平岡武夫「杜佑致仕制礼記」(『鈴木博士古稀記念東洋学論叢』一九七二年、所収)参照。

⑥ 全唐文は、卷六六〇の外に、卷六五七では文苑英華にもとづき「授庾敬休監察御史等制」をも収めてしまっている。

#### 四、宋代の県尉——結びに代えて

壁記と制誥を素材にして唐代の県尉について考察しようとした当初の意図は、史料の性格上、唐代後半期の県尉に重点がおかれることになりはしたが、以上でほぼ果たした。本稿をおえるに当って、いわゆる唐宋の変革後の宋代の県尉についても、本稿でとった手法をそのまま適用し、代表的な壁記と制誥を一例づつ取上げておきたい。

まず壁記であるが、張景撰「河南県尉厅壁記」(『宋文鑑』卷七七)には、

県の尉は能く盗を禦ぐも、しかも民をして盗を為さざらしむること能わず。盜賊のやむは、尉の能なるにあらず、盜賊の繁きは、過ち尉に在らず。上その平を失ない、下その情に苦しむ、弱きもの困死し、強きもの偷生するは、盜の常なり。豈に楽しみて盗を為さんや。民力を竭すなくんば、民心安逸なり、民物を尽すなくんば、民利豊実なり、郷に居り族を聚めば、良あり睦あり、履いつわり跡いつわれば、責あり愧あるは、民の常なり。たれか肯えて盗を為さんや。故に、能なると過ちと、尉に在らずして時政の得失に在りと曰うのみ。もしそれ鬪訟をたいらにし、兇狡をおどし、ただ盜のみこれ禦ぐ者は、尉の職なり。いやしくも其の人を失なわば、則ち貪殘誣枉にして、民の弊にたえざること、反

って盜より甚し。(県尉能禦盜。而不能使民不為盜。盜賊息。非尉之能。盜賊繁。過不在乎尉矣。上失其平。下苦其情。弱者困死。疆者偷生。盜之常也。豈樂為盜哉。無竭民力。民心安逸。無戾民物。民利豐美。居鄉聚族。有良有睦。履詐跡偽。有責有愧。民之常也。孰肯為盜哉。故曰。能與過。不在乎尉。在時政之得失爾。若夫平鬪訟。懾兇狡。惟盜是禦者。尉之職也。苟失其人。則貪殘誣枉。民不勝弊。反甚於盜焉。)

とある。「民をして盜を為さざらしむる」は老子の言葉。宋祁撰「大理評事張公墓誌銘」(景文集・卷五九)によれば、張景、あざな晦之は、真宗の天禧二年に四十九歳で卒したというから、九七〇〜一〇一八年の人物であることが分る。この壁記は、全唐文・卷三九七に収録されているが、同姓同名にひきずられて誤ったものであるろう。この県尉庁壁記を一読すれば、宋代の県尉の職掌は、唐代の県尉とはまったく様相を異にして、捕盜の官であったことを知ることができよう。

つぎに、県尉に関連した制誥として、歐陽修撰「華州鄭県尉程炎可泗州録事參軍京兆府興平県尉呂定可鳳翔府左司理參軍制」(歐陽文忠公集・外制集・卷二)をみると、

勅す。兵の興りしより以來、盜賊すこぶる衆し。しばしば信賞を明らかにし、以て能を勸めんことを思えり。具官程炎ら、おのおの敏材を以て、一尉に試みらる。いま有司なんじらの獲しところを上りて、賞格に應ぜしむ。いささかここに甄録し、以て勤勞を嘉みす。云云。(勅。自兵興以來。盜賊頗衆。屢明信賞。思以勸能。具官程炎等。各以敏材。試于一尉。今有司上爾所獲。応于賞格。聊茲甄録。以嘉勤勞。云云。)

といい、同じく「平陽県尉林術可試秘校知永州祁陽県事制」(同・卷三)のなかには、「なんじ嘗て甲を被り矢を操りて之を逐えり。」の句がみえる。これらによって、宋代の県尉は、明らかに隋の文帝以前の県尉とおなじ姿を呈していると言えるであろう。

唐末黄巢の乱以後、五代の動乱期になると、地方の州県では鎮將が勢力を拡張し、単に兵権のみならず、兵権と密接な関係をもつ捕盜警察の権、獄訟の権、さらには稅役催徴の権さえも手中にし、県の行政を有名無実化させてしまった。そ

の結果、五代の県では主簿や尉を欠くのが普通になってしまったのである。五代における鎮將の活躍については、日野開三郎氏と周藤吉之氏の研究に譲ることとする。<sup>①</sup>

宋朝は、建国もない建隆三年（九六二）十二月に県尉を復活させた。しかし、このとき復活した県尉は、弓手をしたがえ、盜賊をとらえ、鬪訟をつかさどる官職だったのであり、それは漢から隋の文帝にいたる時代の県尉の職掌と同一だったのである。宋代における県尉の復活とその職務については、曾我部静雄氏の労作「宋代の巡檢・県尉と招安政策」（東北大学文学部研究年報・十四、一九六三年）が詳細に説いておられるので、本稿と併せ参看されることを希望しておきたい。曾我部氏も引用された文献通考・卷六三・職官の条には、県尉が隋唐五代時代にいかに変遷したかにつき、

隋は改めて正となし、後に尉を置く。また分ちて戸曹・法曹となす。唐は初め隋の制に因り、……諸司の事を分判す。

高宗の時、品官となし、吏部より選授す。五代ひさしく廢す。而して盜賊鬪競すれば、則ち鎮將に属す。（隋改為正。後置尉。又分為戸曹法曹。唐初因隋制。……分判諸司事。高宗時為品官。吏部選授。五代久廢。而盜賊鬪競。則属鎮將。）

と伝えている。唐の部分で、「高宗時為品官。吏部選授。」とある文句は、実は大唐六典・卷三〇・京県の主簿の条の注を誤って挿入したもので、県尉とは全く無関係の記事であることだけを注意するにとどめておきたい。唐代では県尉を経歴してから中央政府の官にうつるのが普遍的であったが、宋代では地方の県尉のポストに就いた人物が中央政府の要職につく事例はなくなった。しかし、宋政府の方針として、官僚はすべて外任について地方政務の実情を知らなければならぬものとし、京官になるためには県の長官たる県令は必ず一度は経過すべき関門として、これを須入と称した、という。<sup>②</sup>唐代では、県尉は望ましい官であったが、県令は好まれないポストであった。しかし、捕盜の官として復活した宋代の県尉は、士人からは見向きもされず、いまや県令のポストに就いていい成績を修めようと励む時代へ変貌したわけである。

制詰と壁記の類を活用することによって、これまでなお明瞭でなかった諸点を明らかにしえたと信ずるが、最後に考慮

しなければならないのは、集部所収の制誥・壁記の類に、文人たちによる習作が含まれている蓋然性がかなりあるという点である。しかし、このことは、ある程度の注意さえ払えば、客観性をさほど失なわせるものではないように思う。虚構のなかから如何に史実をひきだすか、これは史学専攻者がつねに心掛けるべき課題なのであろう。

- ① 日野開三郎「五代鎮將考」（東洋学報・三五の二、一九三八年）  
周藤吉之「五代節度使の支配体制」（史学雑誌・六一の四・六、一九五二年）『宋代経済史研究』東京大学出版会、一九六二年、に再録）  
再録）参照。  
九五三年。『アジア史研究第四』京大東洋史研究会、一九六四年、に  
（神戸大学文学部助教）
- ② 宮崎市定「宋代州県制度の由来とその特色」（史林・三六の二、一

Revolution” is typically in the process, of which we study some aspects of the change accompanying with it. Especially, by placing the “Green Revolution” in the evolving process of the village, we stress that the “Green Revolution” did not come about suddenly from the introduction of high yielding variety seeds, but occurred with the continuous evolving process of the village.

As a field of research, we choose the Village Gaggarbhana, Amritsar District, Punjab State, in India. Relating its four-stage evolving processes in modern age, we emphasize the meaning of a inclination to the commercial production of food grains and a disappearance of the land fragmentation which came about prior to a diffusion of the “Green Revolution”.

### A Study of *Hsien-wei* 縣尉 in the *Tang* Period 唐代

by

Mamoru Tonami

This article investigates some aspects of *hsien-wei* offices through the analysis of *chih-kao* 制誥 and *pi-chi* 壁記 written by literati in the *Tang* Period. The *chih-kao* is a warrant of appointment issued on the personnel changes, and the *pi-chi* is a document which was written on the wall of official building concerning office. The purpose of this article is to make it clear that in the *hsien* 縣 which had two *weis* 尉 as the regular staff, one *wei* took charge of the finance and the civil service as *ssu-hu* 司戶 and the other the police and the jurisdiction such as *ssu-fa* 司法.

### Some Backgrounds of the Kansas-Nebraska Bill

by

Fusashi Yamaguchi

The Kansas-Nebraska Act of 1854 created two new territories in the center of the United States. But the Act did more than create two additional territories, showing how it was interrelated with the Pacific Railway issue, the slavery question, the Indian policy and other great